

第11回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年11月15日(火)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 5件)
- 議案第2号 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 2件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席 した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後4時00分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第11回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、5番比留間望委員と11番峰岸豊委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、5件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成31年2月18日に相続し、前回調査は、令和元年12月16日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成16年2月1日に相続し、前回調査は、令和元年10月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成7年3月10日に相続し、前回調査は、令和元年10月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成25年3月18日に相続

し、前回調査は、令和元年12月16日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成22年2月9日に相続し、前回調査は、令和元年10月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

本日、午後1時15分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、カキ、クリが栽培されておりました。②と③の農地は、キャベツ、ブロッコリーが栽培されており、一部作付け準備中でした。④と⑤の農地は、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。⑥から⑧の農地は、作付け準備中でした。⑨と⑩の農地は、クリが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、ネギ、ハウレンソウ、ブロッコリーが栽培されておりました。③と④の農地は、作付け準備中でした。⑤の農地は、サトイモ、ネギが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ブロッコリー、ネギ、ゴボウが栽培されており、②と③の農地は、作付け準備中でした。④の農地は、ネギ、ヤツガシラが栽培されており、⑤の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①から④の農地全

て、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、ブロッコリー、カリフラワー、キュウリ、クリが栽培されておりました。②の農地は、ニンジン、ネギが、③の農地は、ハクサイ、ブロッコリーが栽培されておりました。④と⑤の農地は、作付け準備中でした。⑥の農地は、サツマイモが、⑦と⑧の農地は、コマツナが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

他に御意見等ございませんか。

はい、荒幡委員。

4番
(荒幡 善政君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(石川 裕一君)

はい、峰岸委員。

11番
(峰岸 豊君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

12番
(加園 好久君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

5番の申請地につきましても、私から報告します。
現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願ひします。
他にございませぬか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思ひます。御異議等ございませぬか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。
次に、議案第2号「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願について」、1件あります。
事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。
議案第2号、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願について、1件の申請がございました。
本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等について、同法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける認定都市農地貸付けを引き続き行っている旨の証明でございます。
申請番号1番、願出者の住所、氏名、土地の所在地、地積、貸付期間はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。議案第1号の申請番号5番に係る議案になります。
以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がございましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。
その結果を荒幡部会長に報告させていただきます。
それでは荒幡部会長、よろしくお願ひいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、議案第1号の申請番号5番の②、③と同じ農地で、①の農地は、ニンジン、ネギが、②の農地は、ハクサイ、ブロッコリーが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。

第1号議案と同じ農地のため、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和4年4月21日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

4番
(荒幡 善政君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発

行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、2件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき利用権の設定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の新規就農者でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。本件につきましては、部会長の荒幡委員に係る案件を含んでおりますので、荒幡部会長の代わりにその結果を高橋副部会長に報告していただきます。

なお、荒幡委員におかれましては、議案の審議につきましては、荒幡委員本人に関する事項につきましては、農業委員会等

に関する法律第31条の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは高橋副部長、よろしくお願いいたします。

7 番
(高橋 文雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、タマネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、申請番号1番の方は本市の認定農業者として、申請番号2番の方は本市の新規就農者として農業経営を行っている方で問題はないと思われま

す。以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、加園委員。

12 番
(加園 好久君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、比留間委員。

5 番
(比留間 望君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員	なし。
議長 (石川 裕一君)	御意見等ないようですので、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。
委員	異議なし。
議長 (石川 裕一君)	<p>ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、2件ございます。</p> <p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番が作業所・駐車場、申請番号2番が一般住宅でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、波多野委員。</p>
1番 (波多野雅之君)	1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませぬので、よろしく申し上げます。
議長 (石川 裕一君)	はい、宮崎委員。
10番 (宮崎 義憲君)	2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませぬでした。よろしく申し上げます。

議長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、3件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番と3番が一般住宅、申請番号2番が分譲住宅でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の届出地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしく願いします。

他に御意見等ございませんか。

はい、内野委員。

9番
(内野 一彦君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願いします。

議長
(石川 裕一君)

3番の届出地についても、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく願いします。

他に御意見等ございませんか。

委員
議長
(石川 裕一君)

なし。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第11回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時23分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年11月15日

会長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩